

横浜市駐車場条例取扱基準

制 定 平成7年6月30日
最近改正 令和8年3月31日

(目的)

第1条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第2条 条例第4条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条の表の(3)の項及び(4)の項に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第2条の2 条例第4条の2ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

第3条 条例第10条第1項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に規定する街づくり協議指針等（以下「地区計画等」と総称する。）において、当該地区計画等に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）
- (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、別図2に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合
- (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
- (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第5条第1項、同条第2項又はその他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
- (5) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長時間にわたる通行禁止）のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合
- (6) 敷地が500平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が5台以下の場合
- (7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第4条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね300メートル以内とする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

第5条 敷地外駐車施設等の設置については、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地外駐車施設等は、車いす使用者のための駐車施設を除くものとする。

- (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
- (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

(敷地外駐車施設等の維持)

第6条 前条第2号及び第3号に規定する敷地外駐車施設等のうち正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。

2 条例第10条第5項に規定する敷地外駐車施設等の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合については、敷地外駐車施設等の維持の責任を継承するものとする。

(特殊な装置を用いる駐車施設等の特例)

第7条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの（車いす使用者のための駐車施設にあつては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの）で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。

2 前項に規定する特殊装置の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達（昭和43年都再発第53号）に基づき、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車の用に供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車の用に供する部分の面積の算定についても、駐車の用に供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

(自動車用の出口及び入口)

第8条 自動車用の出口及び入口は、その敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(警報装置)

第9条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

(敷地外駐車施設等の表示)

第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板(別記様式)を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

第11条 条例第4条から第6条の3までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第4条から第6条の3までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

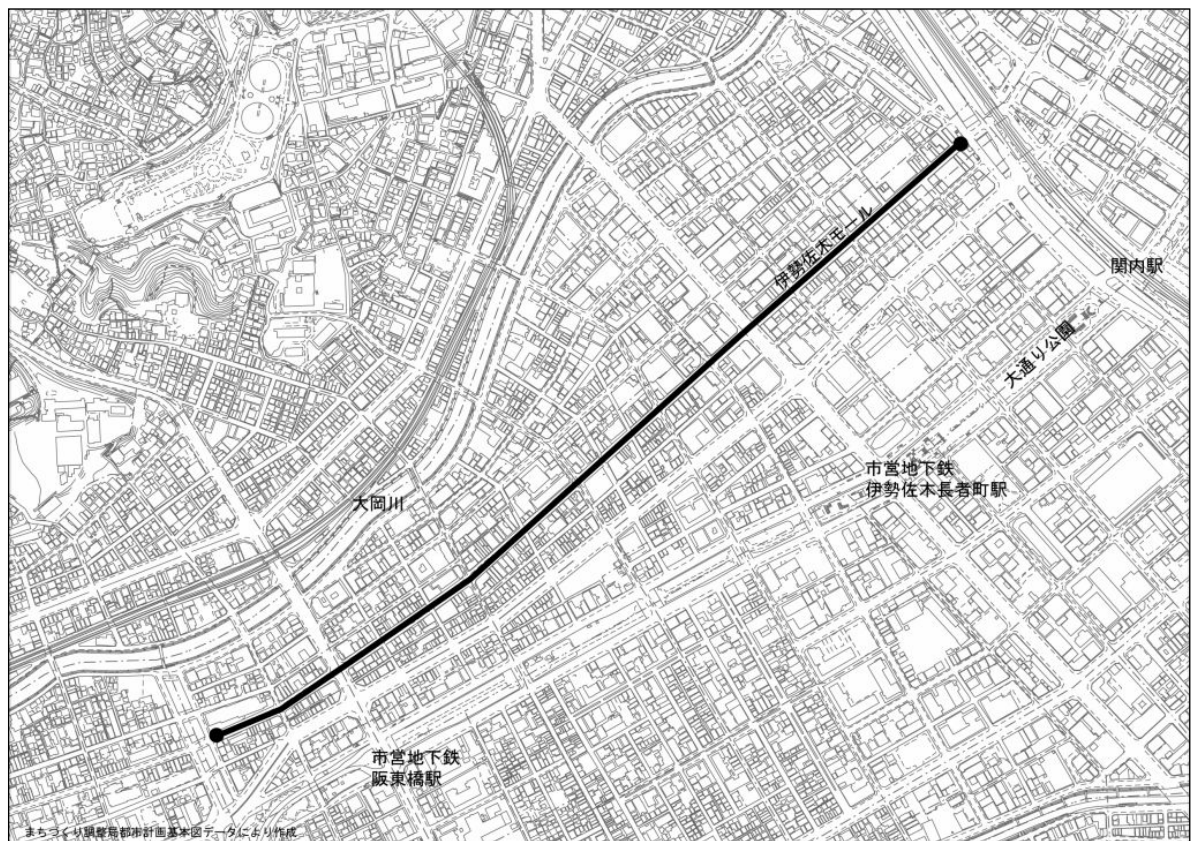
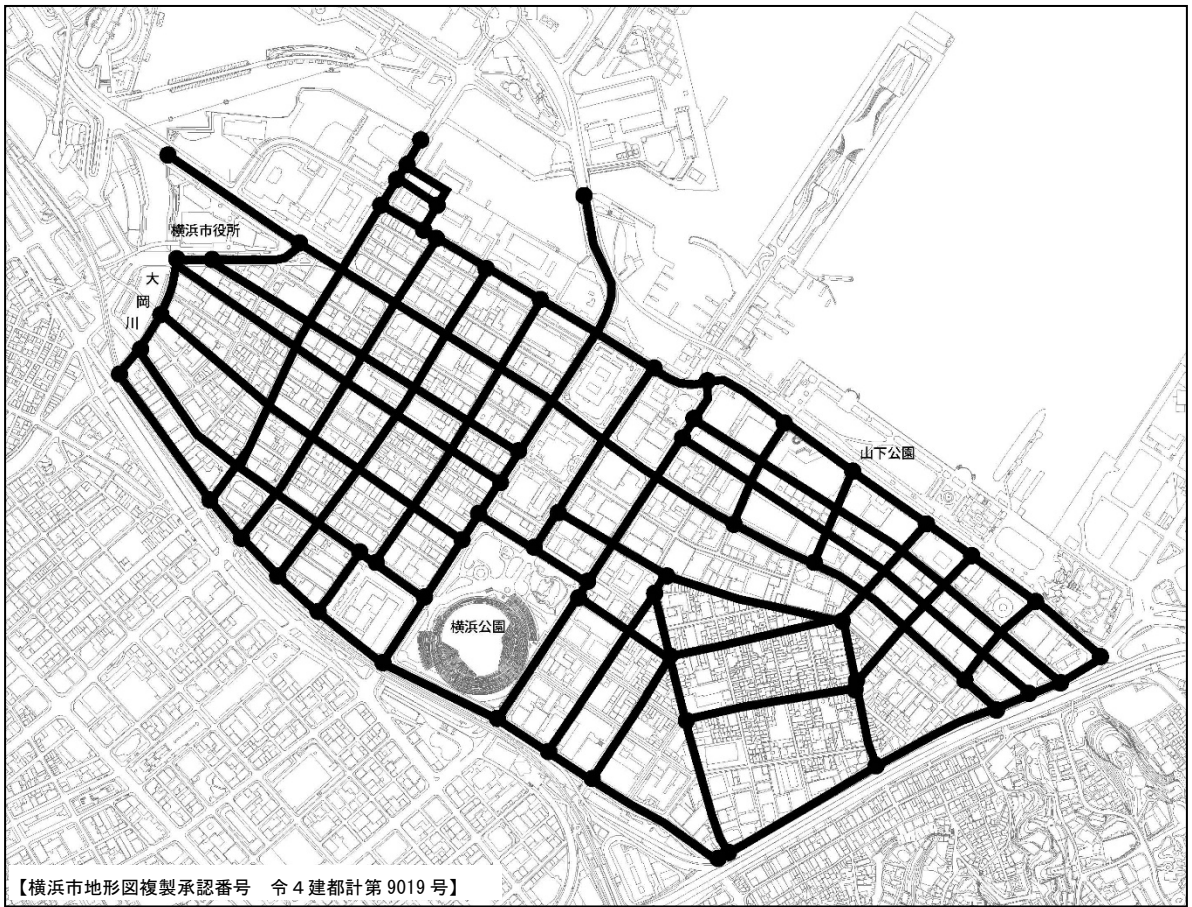
附 則

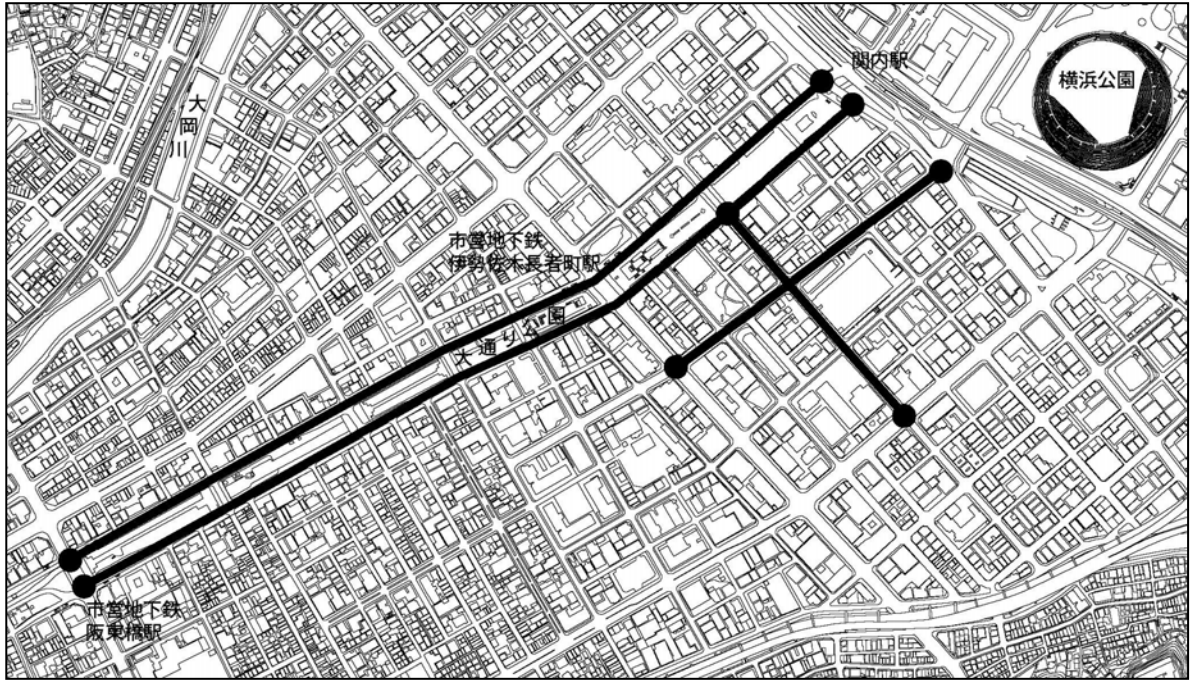
この取扱基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表

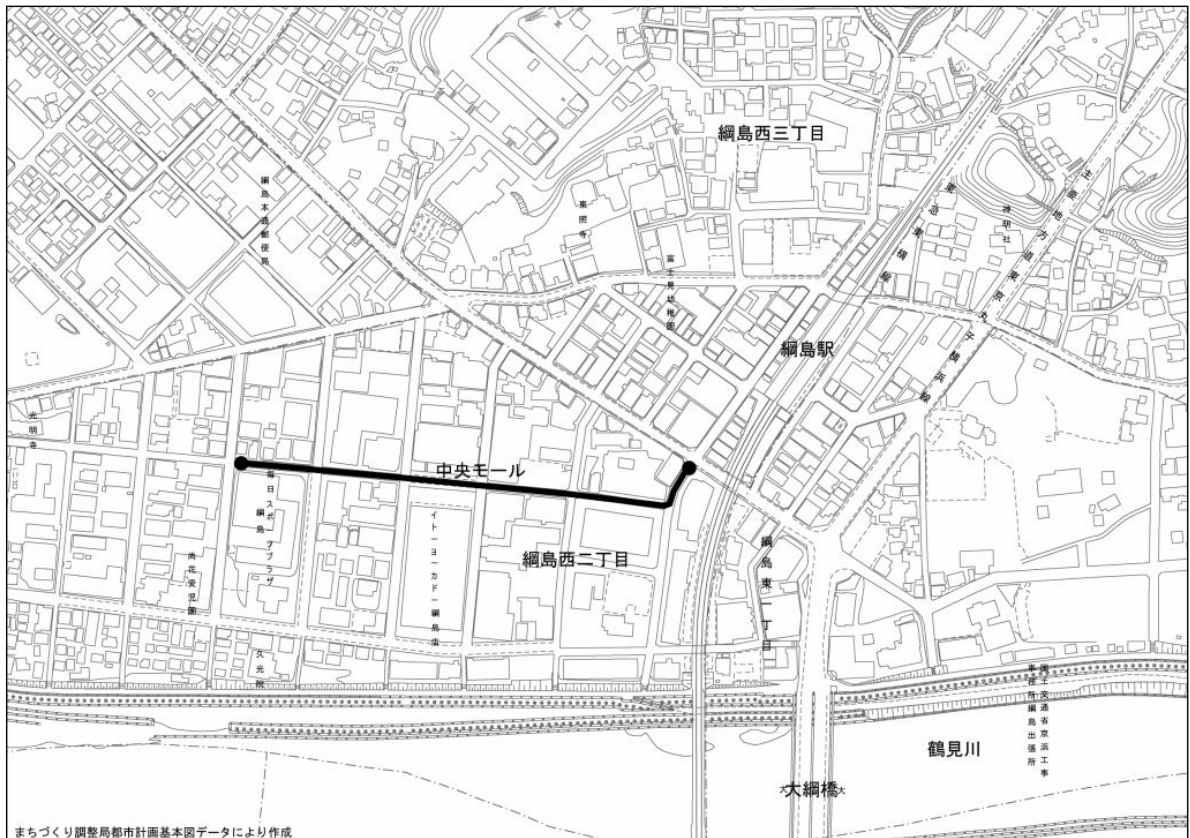
(1)	条例第4条の表の(1)の項	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	
	条例第4条の表の(3)の項	百貨店その他の店舗又は飲食店の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、飲食店、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
	条例第4条の表の(4)の項	300 平方メートル	250 平方メートル
	適用区域		

別図 1

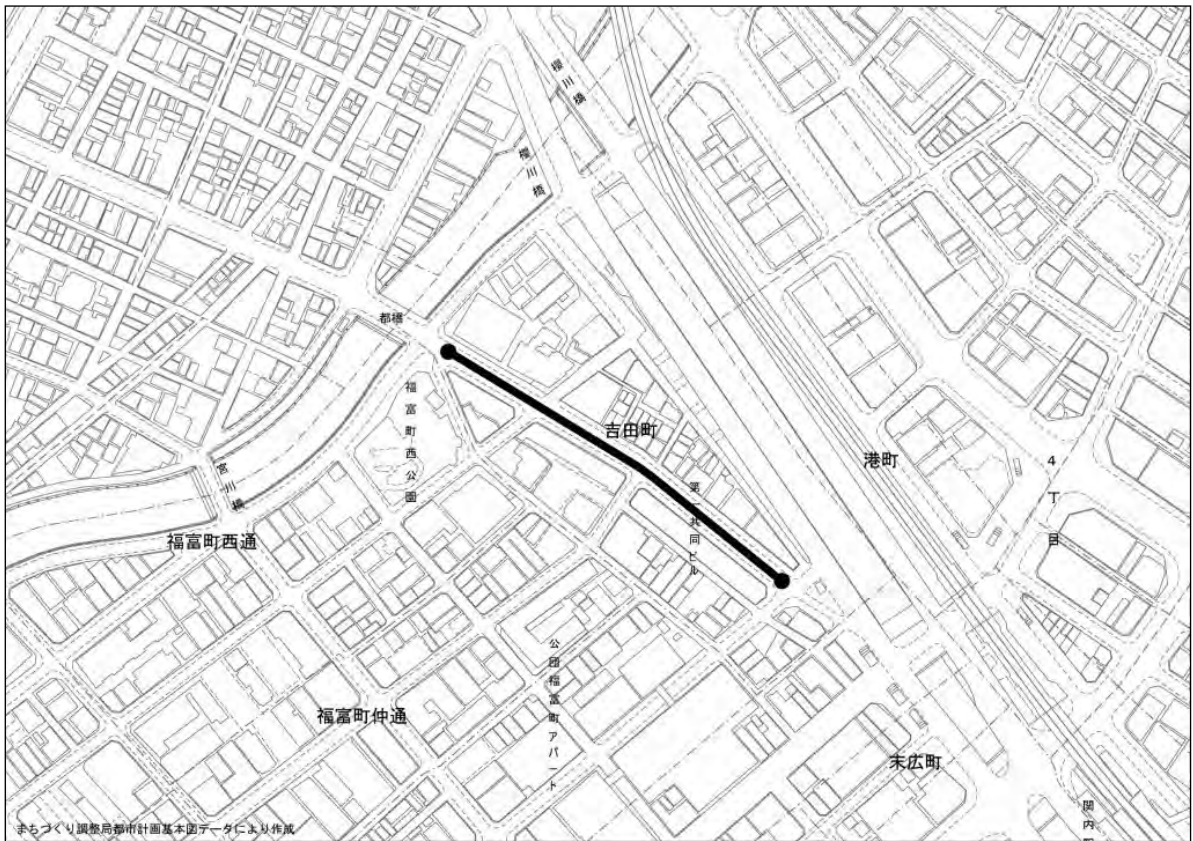
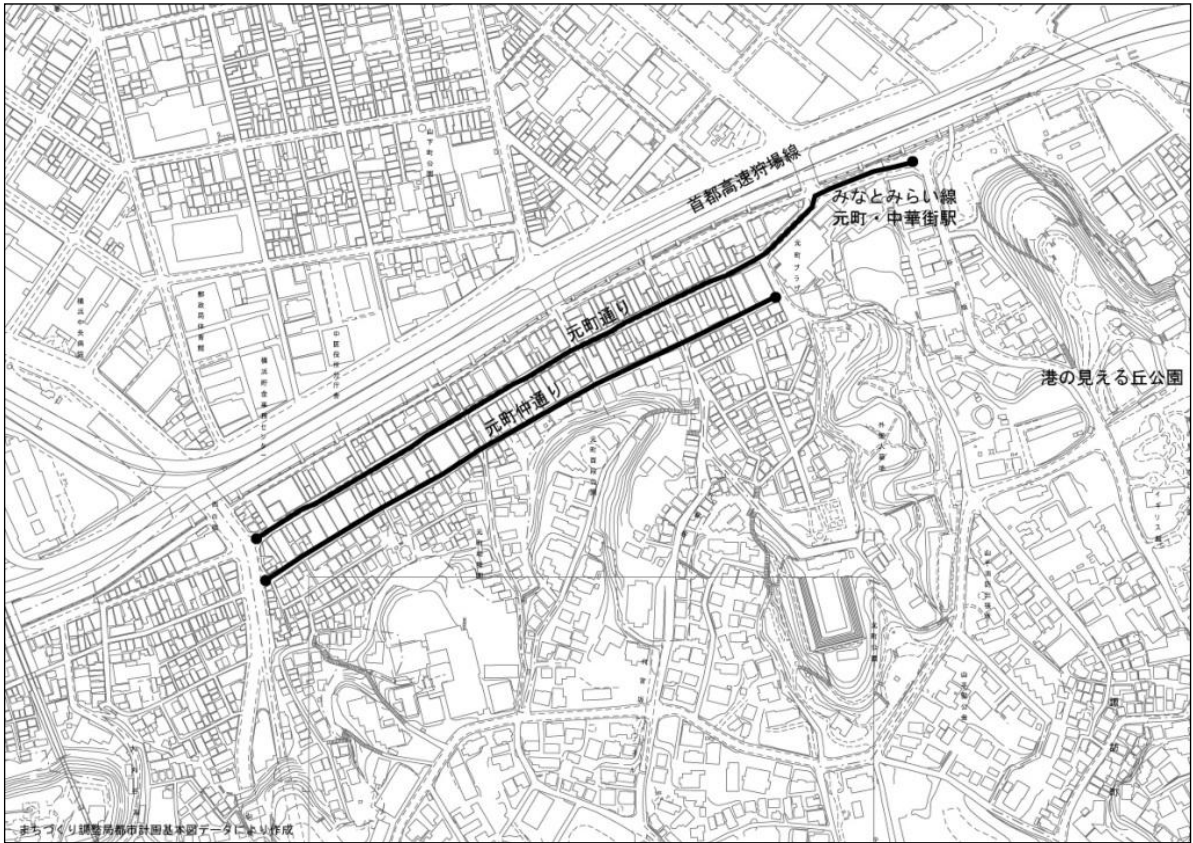




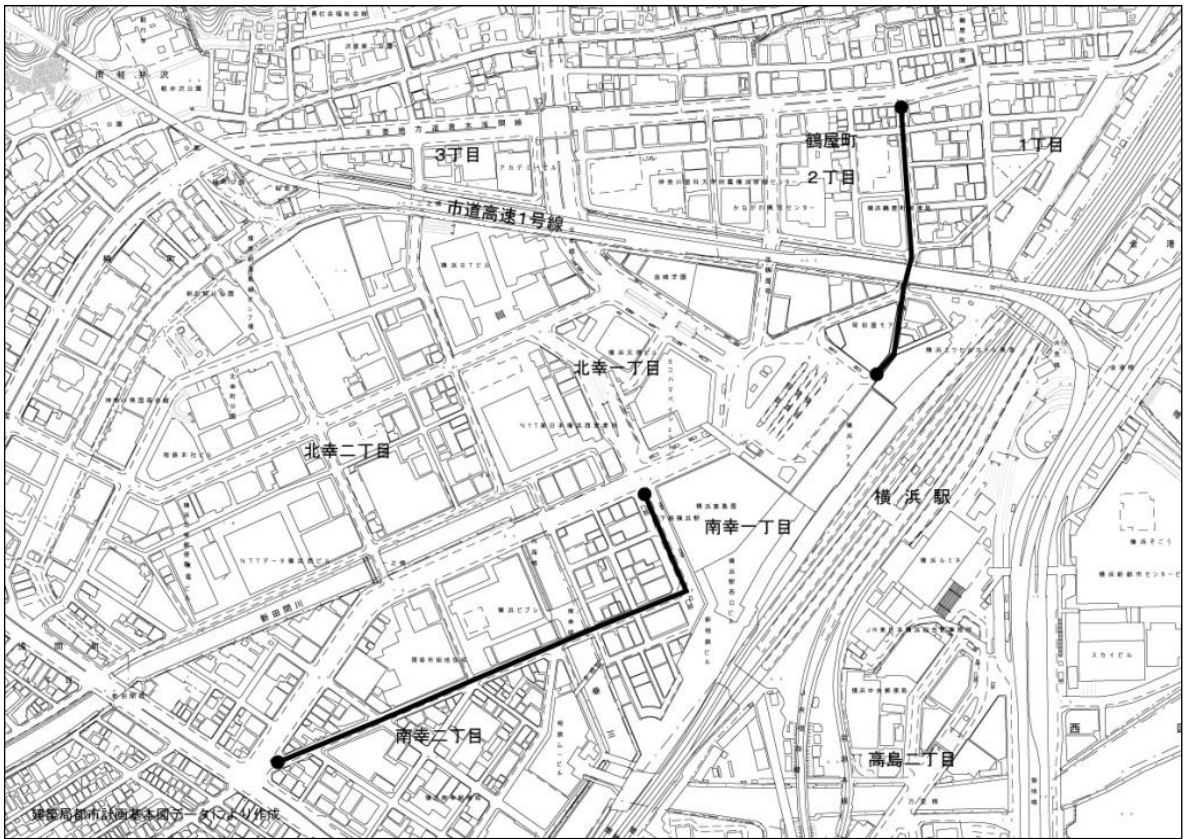
【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】

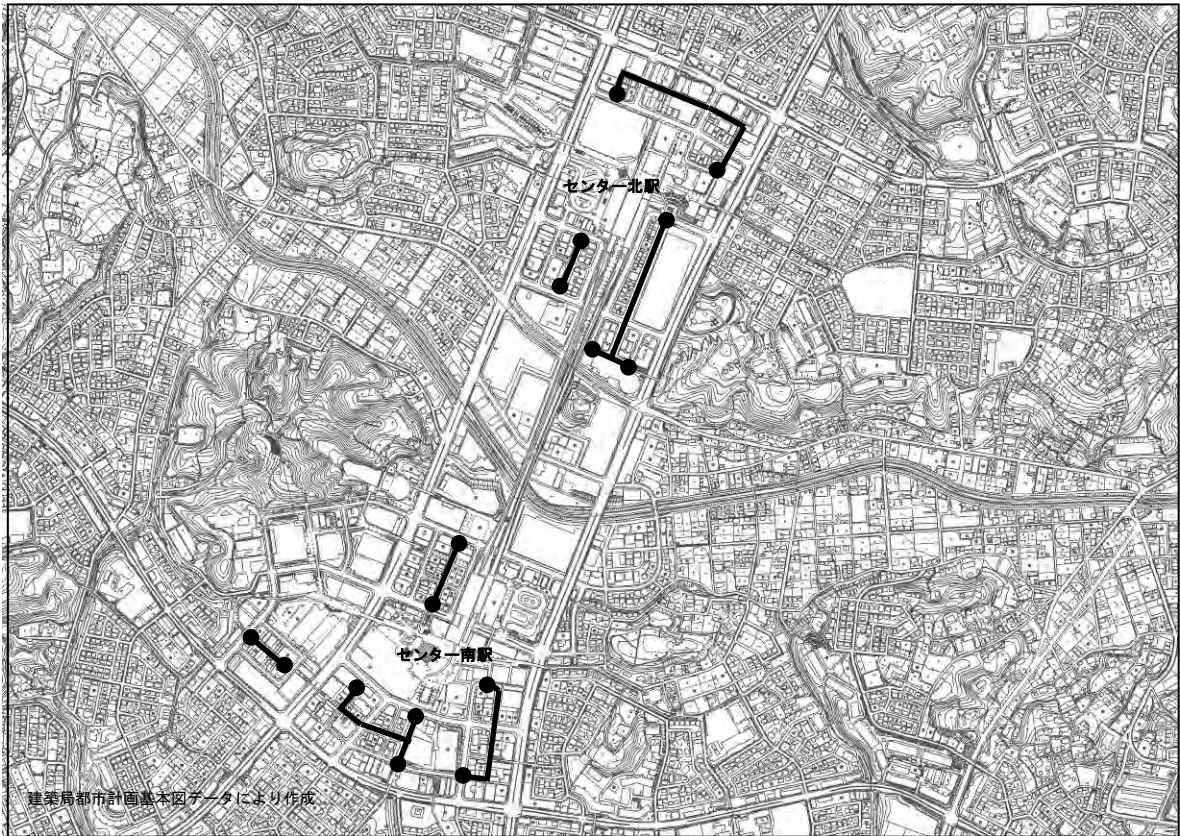


まちづくり調整局都市計画基本図データにより作成

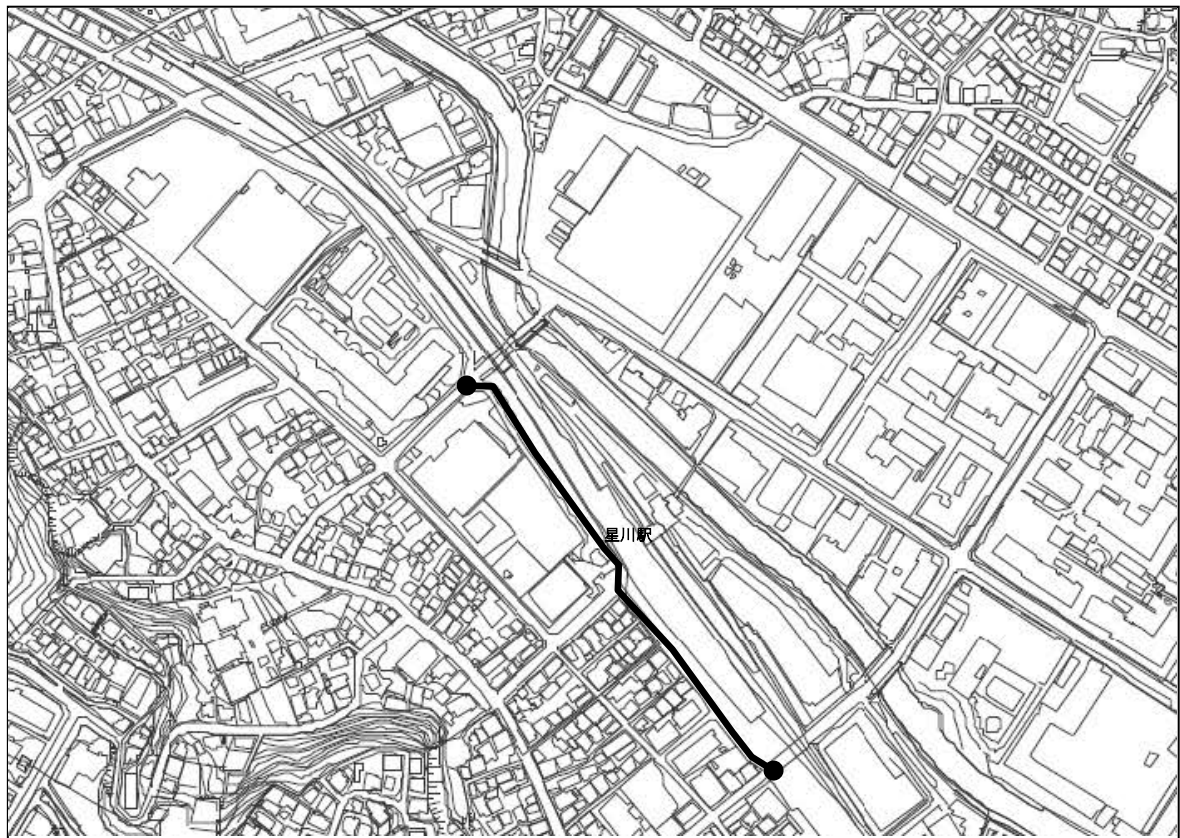


【横浜市地形図複製承認番号 平 19 まち都計第 2001 号】





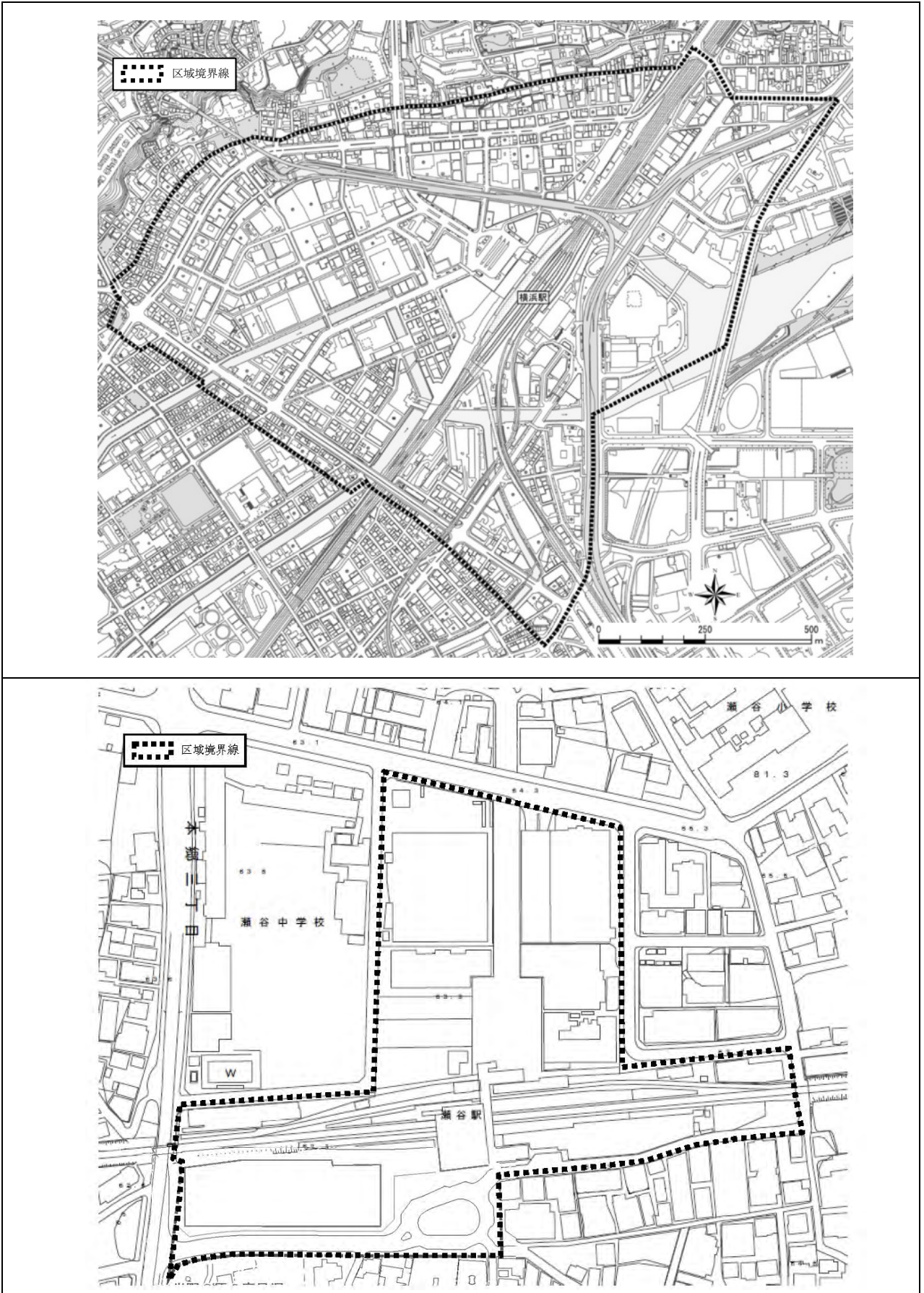
【横浜市地形図複製承認番号 平 24 建都計第 9026 号】

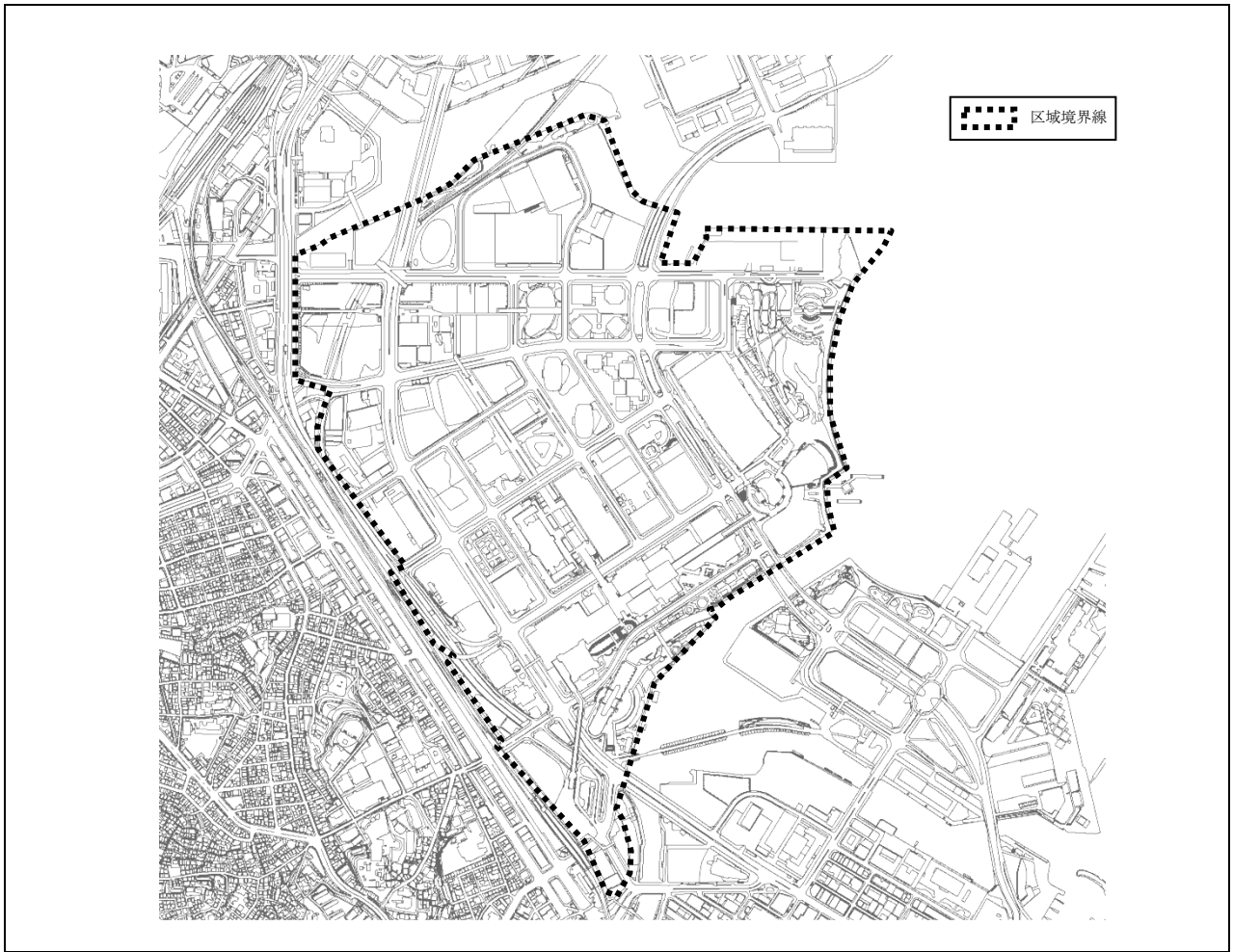


【横浜市地形図複製承認番号 令 2 建都計第 9027 号】

●—● …… 横浜市駐車場条例取扱基準第 3 条(1)により定める道路

別図 2





別記様式（取扱基準第10条）

敷地外駐車施設等の表示板

